四　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態（損傷後一か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの一か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。）（算定開始日から起算して六十日以内）

五　股関節又は膝関節の置換術後の状態（損傷後一か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの一か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。）（算定開始日から起算して六十日以内）

別表第九の二　回復期リハビリテーションを要する状態

一　脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態

二　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態

三　外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態

四　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態

五　股関節又は膝関節の置換術後の状態

別表第九の三　回復期リハビリテーション病棟入院料における別に厚生労働大臣が定める費用

入院中の患者に対する心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料であって一日につき六単位を超えるもの（特掲診療料の施設基準等別表第九の三に規定する脳血管疾患等の患者であって発症後六十日以内のものに対して行ったものを除く。）の費用（当該保険医療機関における回復期リハビリテーション病棟においてリハビリテーションの提供実績を相当程度有するとともに、効果に係る相当程度の実績が認められない場合に限る。）

別表第十　精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の対象患者

一　精神科救急入院料の対象患者

(1)　精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者

(2)　(1)以外の患者であって、精神科救急入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定による入院（以下「医療観察法入院」という。）を除く。）をしたことがない患者

二　精神科急性期治療病棟入院料の対象患者

(1)　精神科急性期治療病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者

(2)　精神科急性期治療病棟を有する保険医療機関に入院している患者であって、急性増悪のため当該病棟における治療が必要なもの

三　精神科救急・合併症入院料の対象患者

(1)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者

(2)　(1)以外の患者であって、精神科救急・合併症入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟（精神病床のみを有する保険医療機関の精神病棟を除く。）に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者

(3)　(2)に関わらず、当該病棟における治療中に、当該保険医療機関においてより高度な管理を行った後、再度、当該病棟において治療を行う患者

別表第十一　短期滞在手術等基本料に係る手術等

一　短期滞在手術等基本料1が算定できる手術

K005　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）　3　長径四センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　3　長径六センチメートル以上十二センチメートル未満（六歳未満に限る。）

K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　4　長径十二センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K008　腋臭症手術

K068　半月板切除術

K068—2　関節鏡下半月板切除術

K093　手根管開放手術

K093—2　関節鏡下手根管開放手術

K282　水晶体再建術

K474　乳腺腫瘍摘出術

K508　気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）

K510　気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）

K653　内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術　1　早期悪性腫瘍粘膜切除術

K721　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　1　長径二センチメートル未満

K841—2　経尿道的レーザー前立腺切除術

短期滞在手術等基本料2が算定できる手術

K067　関節鼠摘出手術

K067—2　関節鏡下関節鼠摘出手術

K069　半月板縫合術

K069—3　関節鏡下半月板縫合術

K074　靭帯断裂縫合術

K074—2　関節鏡下靭帯断裂縫合術

K453　顎下腺腫瘍摘出術（歯科点数表においてはＪ056）

K454　顎下腺摘出術（歯科点数表においてはＪ055）

K461　甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術

K672—2　腹腔鏡下胆嚢摘出術

K718—2　腹腔鏡下虫垂切除術

K743　痔核手術（脱肛を含む。）　4　根治手術

K781　経尿道的尿路結石除去術（超音波下に行った場合も含む。）

K823　尿失禁手術

K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　2　腹腔鏡によるもの